

# 道路反射鏡（カーブミラー）設置基準

令和4年4月

益 田 市



## 1 はじめに

本基準は、益田市が道路管理者として、カーブミラーを設置する場合に適用するものです。

カーブミラーは、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点・カーブにおいて、他の車両または歩行者を確認することを目的として設置するものです。

遠近感が分かりにくい等の鏡の特性上のデメリットに加え、鏡のみを注視することによる歩行者巻き込み事故の危険性について警察からの指摘もあることから、設置については慎重に判断しています。

あくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。

カーブミラーを過信せず直接目視での安全確認を確実に行うことが大切です。

なお、左右の見通しのきかない交差点に入る際、車両等には徐行義務があります。(道路交通法第 42 条)

## 2 カーブミラーの特性について

カーブミラーには次のような性質があり、歩行者・自転車にとってはかえって危険になる場合があるため、適切な安全確認位置からの直接目視による確認が困難な箇所にも、設置します。

- (1) カーブミラーで見えない部分（死角）があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。(次ページ図参照)
- (2) 接近車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反をまねきやすい。
- (3) カーブミラーに映る車は小さく見え遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかみづらい。
- (4) カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱をまねきやすい。

※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置の理由となりません。

事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

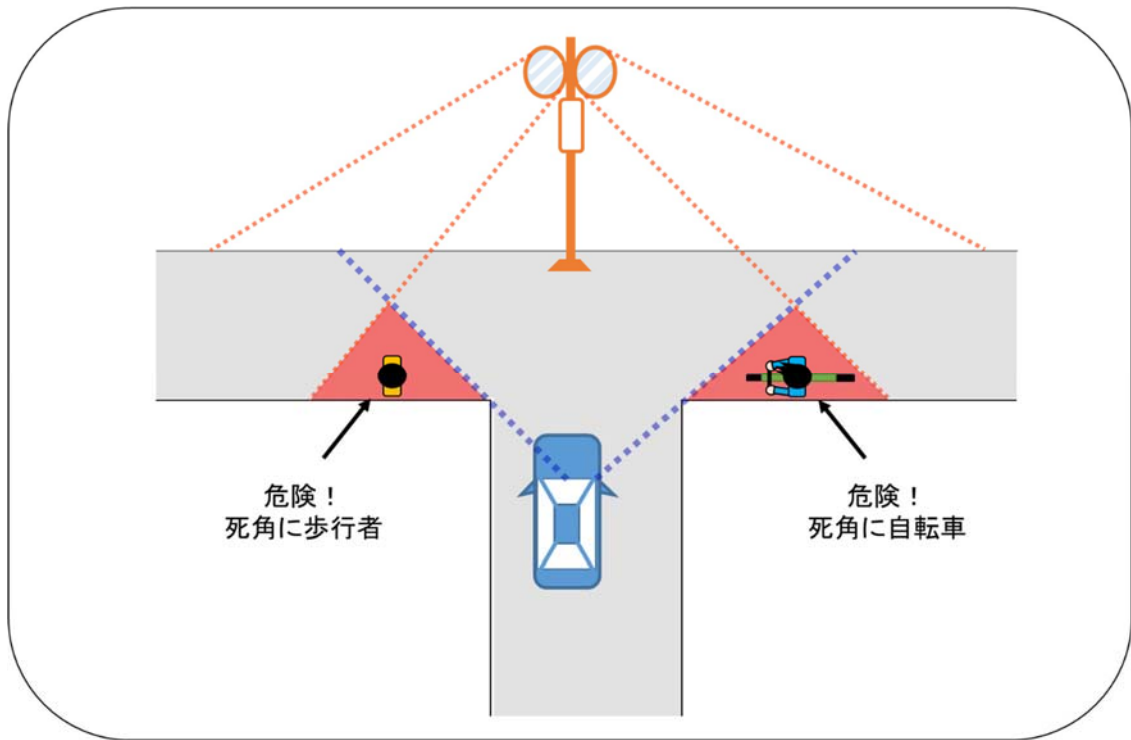


図 死角の解説図

### 3 カーブミラーの設置基準について

カーブミラーには前記のような特性があるため、自治会等の要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで設置を検討しています。そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置のご要望に沿えないことがあります。

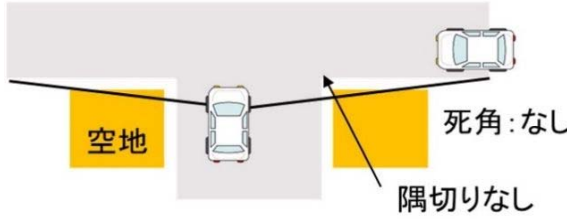
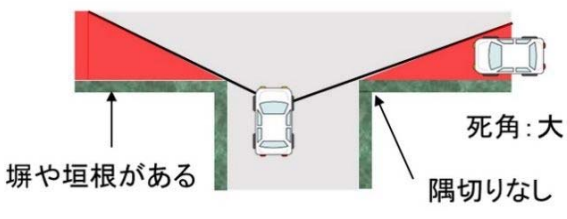
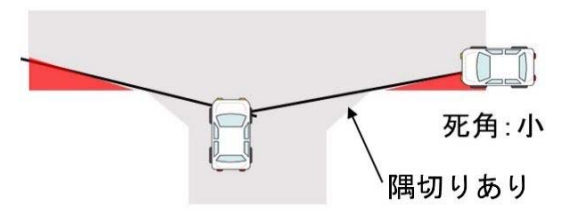
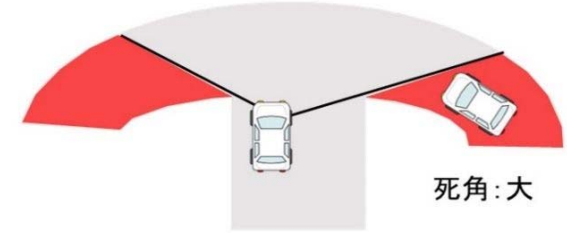
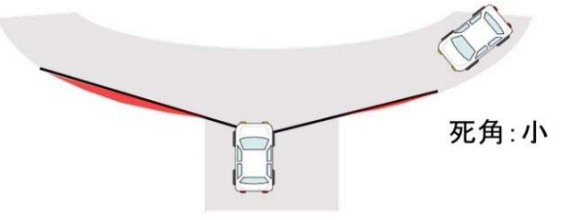
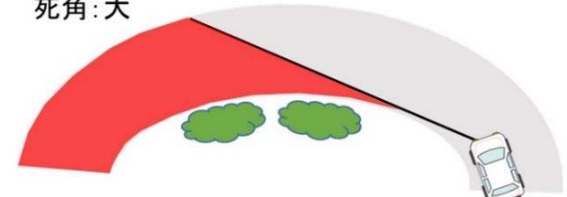
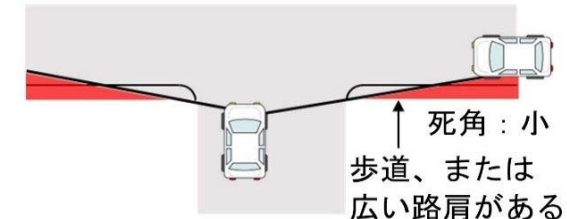
また、直接目視が困難な場合でも、通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置による歩行者等への危険性を重視し、設置を見送る場合があります。

なお、設置できないと判断した場合、運転者へ注意を促す代替案として十字等の交差点マークや白線等の路面標示を提案させていただく場合があります。

カーブミラーの新規設置に関しては、現地確認を行い、原則として次のような基準により判断しています。

(1) 交差点などにおける一般的な設置の判断基準

設置の可否判断にあたっては、下表を基準にするとともに、警察からの意見も参考にしながら総合的に判断します。

設置できないと判断する場合 (法令等に定められた通行を行えば危険が除去できる)	設置について検討する場合
(1) 空き地などの土地利用形態により、見通しが確保されている場合 	(1) 民地境界内の塀や垣根などにより、見通しが確保できない場合 
(2) 隅切りがあり、見通しが確保されている場合 	(2) 内へカーブしており、見通しが確保できない場合 
(3) 外へカーブしており、見通しが確保されている場合 	(3) 急カーブで、見通しが確保できない場合 死角: 大 
(4) 歩道、または広い路肩があり、一時停止や徐行をして進むことにより見通しが確保できる場合 	

## (2) 設置位置について

設置位置は、原則道路用地内としますが、地形の状況その他やむを得ない理由により設置が困難な場合は、道路占用物への添架、または、土地所有者の承諾書を得たうえで、民有地に設置することができるものとします。ただし、土地所有者の承諾書は、要望されるみなさまの方で取得していただくようお願いいたします。

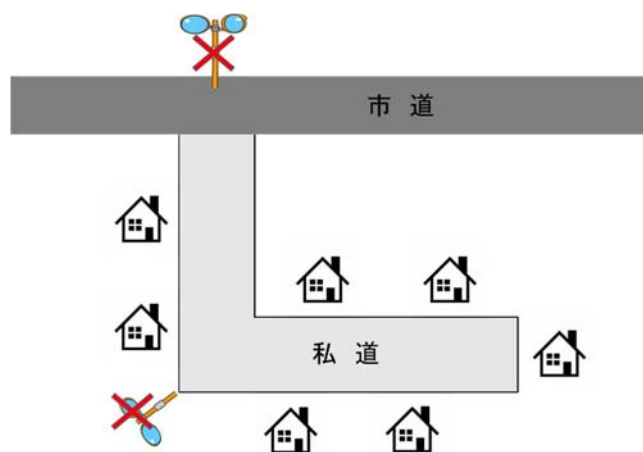
また、設置箇所に隣接する土地及び建物等利用の妨げとなる恐れがある場合にも、同様に承諾書が必要です。

## (3) カーブミラーを設置しない場所

### ①私道と市道の交差点及び私道内

公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。

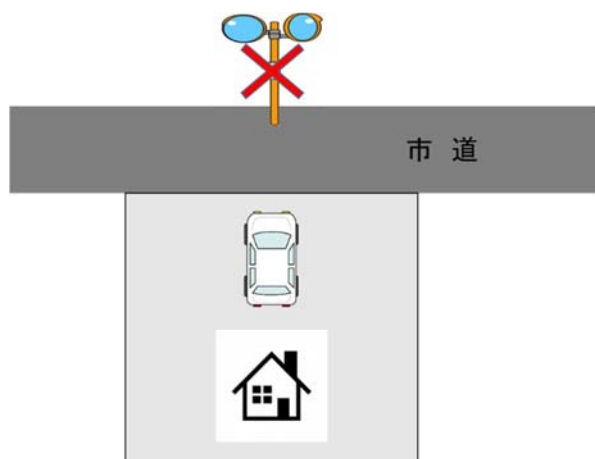
なお、私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります。(道路交通法第 17 条)



## ②個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入口

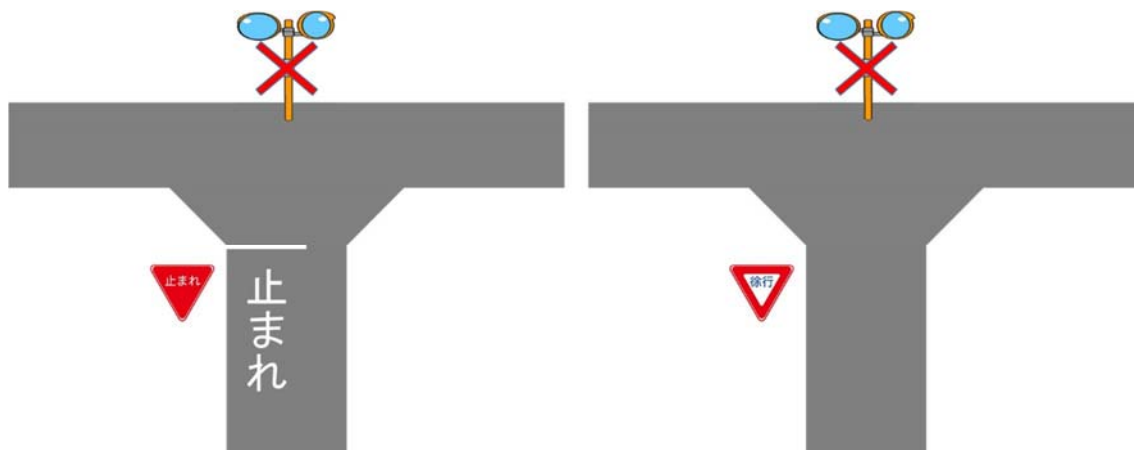
公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。

なお、私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります。(道路交通法第 17 条)



## ③「止まれ」や「徐行」等の道路交通法により規制がある交差点

カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、設置する以前より重大事故の発生が危惧されることから、原則、設置しません。ただし、極めて見通しの悪い箇所においては、カーブミラーを設置する場合がありますが、その箇所において一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合、速やかにカーブミラーを撤去します。



- ④駐車場にある自動車等の可動物が原因で見通しが悪い場所  
見通しの悪い時間が一時的なため、設置しません。

#### 4 維持管理について

- (1) 道路反射鏡を設置した場合、支柱へ管理者標記ステッカーの貼り付け、及び管理台帳を作成し、管理番号・構造等を記録します。
- (2) 道路改良、または道路環境の変化等により、直接目視による確認が可能となれば、既設のカーブミラーは撤去します。
- (3) 点検により、カーブミラーの異常を発見した場合は、適切に補修します。  
また、経年劣化によりカーブミラーの機能に障害が発生した場合は、更新します。

#### 5 設置のご要望の手続きについて

以上のことをご理解いただき、お住まいの自治会等を通じて、担当課（土木課維持管理室）へ要望してください。